

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号、号の細目及び様式の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号、号の細目及び様式の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>（貸付金の返還）</p> <p>第11条 看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>第13条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>第13条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p>	<p>（貸付金の返還）</p> <p>第11条 看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（<u>第13条第1項第3号において「看護職員養成施設の修学生」という。</u>）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（<u>第13条第1項第4号において「大学院の修士課程の修学生」という。</u>）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p>

(1)及び(2) 略
3及び4 略

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生であった者(修学資金の貸付
けを終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号の
いずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債
務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者
が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業
務(工に掲げる施設にあっては、保健師の業務に
限る。)に従事しているとき。

ア 病院
イ及びウ 略

エ 略

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8
条第25項に規定する介護老人保健施設(以下
「介護老人保健施設」という。)

カ 略

(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者
が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業
務(工に掲げる施設にあっては、保健師の業務に
限る。)に従事しているとき。

ア~カ 略

(5) 第3号の場合に該当する修学生であった者で
あって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として
当該施設を退職したものが、次に掲げる期間のい
ずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の
日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過す
る日までの間

(1)及び(2) 略
3及び4 略

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当
するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予
することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、県内の次に掲
げる施設において看護職員の業務(オに掲げる施
設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し
ているとき(キに掲げる施設の業務に従事してい
る場合にあっては、当該業務に従事する前に、病
院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123
号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設
(以下「介護老人保健施設」という。)において
3年以上看護職員の業務に従事したときに限
る。)。

ア 病院(工に掲げるものを除く。)

イ及びウ 略

エ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定さ
れた独立行政法人国立病院機構の設置する医療
機関

オ 略

カ 介護老人保健施設

キ 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、県内の次に掲
げる施設において看護職員の業務(工に掲げる施
設にあっては保健師の業務に限る。)に従事して
いるとき(カに掲げる施設の業務に従事している
場合にあっては、当該業務に従事する前に、病
院、診療所又は介護老人保健施設において3年以
上看護職員の業務に従事した場合に限る。)。

ア~カ 略

ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)

(6) 第4号の場合に該当する修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間

ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)

(7) 略

(8) 略

2 知事は、奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)~(3) 略

(4) 前号の場合に該当する者が、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職し、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間

ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)

(5) 略

(6) 略

(延滞金)

第15条 修学生であった者は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

2 奨学生であった者は、正当な理由がなくて、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(5) 略

(6) 略

2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(延滞金)

第15条 修学生は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

2 奨学生は、正当な理由がなくて、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(届出)

第16条 修学生及び奨学生並びに修学生であった者及び奨学生であった者(以下この条において「修学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

(8) 第13条第1項第5号若しくは第6号若しくは同条第2項第4号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき。 養育状況等変更届(様式第17号)

(9) 就業場所を移転したとき 就業場所移転届(様式第18号)

(10) 看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第19号)

(11) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第20号)

(12) 看護職員の免許を取得したとき 免許取得届(様式第21号)

2 連帯保証人は、修学生等が死亡したときは死亡届(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生等は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

様式第9号(第14条関係)

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(届出)

第16条 修学生及び奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

(8) 就業場所を移転したとき 就業場所移転届(様式第17号)

(9) 看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第18号)

(10) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第19号)

(11) 看護職員の免許を取得したとき 免許取得届(様式第20号)

2 連帯保証人は、修学生又は奨学生が死亡したときは死亡届(様式第21号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生及び奨学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

様式第9号(第14条関係)

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださ
るようお願いします。

1～7 略

注 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第13条第1項
第5号若しくは第6号又は同条第2項第4号に該当
して申請書を提出する場合においては、5の「希望
の返還猶予期間」には、妊娠又は出産により猶予を
希望するときから3歳に達しない子を養育するまで
の間の通算した期間を記入できること。

様式第16号（第16条関係） 略

様式第17号（第16条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

修学資金の返還猶予に係る子の養育状況等について
変更が生じたので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規
則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ま
す。

- 1 決定番号 第 号
- 2 届出の事由が発生した年月日 年 月 日
- 3 変更事項

様式第18号（第16条関係） 略

様式第19号（第16条関係） 略

様式第20号（第16条関係） 略

様式第21号（第16条関係） 略

様式第22号（第16条関係） 略

様式第23号（第16条関係） 略

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださ
るようお願いします。

1～7 略

様式第16号（第16条関係） 略

様式第17号（第16条関係） 略

様式第18号（第16条関係） 略

様式第19号（第16条関係） 略

様式第20号（第16条関係） 略

様式第21号（第16条関係） 略

様式第22号（第16条関係） 略

附 則

この規則は、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第53号）の施行の日から施行する。